

2010年(平成22年)5月31日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **東芝**

取締役

代表執行役社長 佐々木 則夫

第171期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、第171期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2010年6月22日(火)午後5時までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2010年6月23日(水)午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目3番28号 国技館
3. 目的事項

報告事項 第171期(自2009年4月1日至2010年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

決議事項

<会社提案(第1号議案及び第2号議案)>

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

第2号議案 取締役14名選任の件

<株主提案(第3号議案から第11号議案まで)>

第3号議案 株主質問に対する会社回答に関する定款変更の件

第4号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

- 第5号議案 取締役に対する損害賠償請求に関する定款変更の件
- 第6号議案 役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示に関する定款変更の件
- 第7号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件
- 第8号議案 取締役、執行役についての情報の個別開示に関する定款変更の件
- 第9号議案 相談役、顧問、社友についての情報の個別開示に関する定款変更の件
- 第10号議案 省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件
- 第11号議案 非正規雇用者の雇用条件に関する定款変更の件

各議案の議案の要領は、別記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。
- インターネットにより議決権を行使される場合は、別記のインターネットによる議決権行使に当たってのお願い(27ページ及び28ページ)をご参照願います。
- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、別添の第171期報告書のとおりであります。ただし、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/>)に掲載しておりますので、第171期報告書には記載しておりません。会計監査人、監査委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、第171期報告書に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以上

第 171 期剰余金の配当(期末)の見送りについて

2010年3月にご送付申し上げました「株主通信」にてお知らせいたしましたとおり、誠に遺憾ながら、当社は、同年1月29日開催の取締役会の決議により、第171期剰余金の配当(期末)を見送らせていただくことといたしました。当社グループの営業損益は大幅に改善していますが、当社グループの純損益としては損失を計上せざるを得ませんでした。また、財務体質の面では、将来の更なる成長のため、財務基盤の強化を目指してキャッシュ・フローの改善や有利子負債の削減を図っている途上にありますので、何とぞご了承のほどお願い申し上げます。

事前のご質問について

株主の皆様のご質問につきましては当日お受けいたしますが、事前にご質問をお送りいただいたものにつきましては、皆様のご関心の高いと思われるものを、当日の質疑応答に先立ち一括してお答えさせていただく予定です。準備の都合上、可能な限り、2010年6月18日(金)午後5時までに到達するよう、以下の方法によりご送付、ご送信されることにつきご協力をお願い申し上げます。

なお、いただいたご質問について必ずご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

(書面の送付先) 〒105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝 法務部

(電子メールの送信先) soukai@toshiba.co.jp

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 4,215,515個
2. 議案及び参考事項

＜会社提案(第1号議案及び第2号議案)＞

第1号議案及び第2号議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

(1) 提案の理由

今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するとともに、単独の貸借対照表の繰越利益剰余金の欠損填補を行うため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少いたしたいと存じます。

(2) 提案の内容

①減少する資本準備金の額

資本準備金の全額 427,625,991,118円

②増加する剰余金の額

その他資本剰余金 427,625,991,118円

③資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2010年6月30日

なお、本議案が原案どおり承認され、その効力が生じることを条件として、会社法第459条及び定款第34条の規定に基づき、会社法第452条の剰余金の処分として、その他資本剰余金の一部46,772,129,409円を繰越利益剰余金に振り替えることにより単独の貸借対照表の繰越利益剰余金の欠損を填補する旨を、2010年5月7日開催の取締役会の決議により決定しております。

第2号議案 取締役14名選任の件

(1) 提案の理由等

取締役全員(14名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、14名を選任いたしたいと存じます。

なお、指名委員会は、次の基準に基づき取締役候補者を決定しており、各候補者はいずれもこの基準に合致し、取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

①人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること

②遵法精神に富んでいること

- ③業務遂行上、健康面で支障のないこと
- ④経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- ⑤当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- ⑥社外取締役にあつては、出身の各分野における実績と識見を有していること

古沢熙一郎(候補者番号⑪)、平林博(同⑫)、佐々木毅(同⑬)、小杉丈夫(同⑭)の4氏は社外取締役候補者ですが、4氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は次のとおりであります。

なお、4氏については、いずれも東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2等に定める独立役員として届出を行っております。

古沢熙一郎氏：金融の専門家、経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

平林 博氏：在外公館の査察担当大使を含む外交官としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

佐々木 毅氏：政治学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

小杉 丈夫氏：法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。

古沢熙一郎、平林博、佐々木毅、小杉丈夫の4氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ4年、3年、3年、1年となります。



当社は古沢熙一郎、平林博、佐々木毅、小杉丈夫の4氏との間で会社法第423条第1項の責任について、金3,120万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、4氏が再任された場合は継続する予定であります。

なお、佐々木毅氏が2006年6月から社外取締役を務める東日本旅客鉄道(株)は、同社信濃川発電所において許可された最大取水量を超えて取水していたなどとして、2009年3月に河川法に基づく行政処分を受けました。同氏は同社取締役会への出席等を通じ法令遵守状況を監督してきましたが、本行政処分を受け、組織を挙げて再発防止に取り組んでいくよう要請しました。

また、平林博氏が2007年6月から社外取締役を務める三井物産(株)では、同社九州支社の営業部署が地元の取引先向け農業資材等について2000年9月以降2008年2月まで一部架空取引を含む不適切な循環取引に関与していた事実、並びに同社機能化学品本部の営業部署が2004年4月以降2008年8月まで売買の実体がない取引をインドネシア他東南アジア向け輸出貿易取引として行っていた事実が、それぞれ判明しました。同氏は日頃からコンプライアンス、内部統制強化の観点から、取締役会等において各種の提言を行っていましたが、これらの事実の判明後においても、再発防止に向けて更なる内部統制の強化を行うよう各種の提言、意見表明を行いました。

(2) 提案の内容



取締役候補者は、次のとおりであります。


氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>①</p> <p>にしだ あつとし 西田 厚 聡 1943年12月29日生</p> 	<p>取締役会長、指名委員会委員、報酬委員会委員</p>	<p>1975年5月 当社入社 1997年6月 取締役 1998年6月 常務、パーソナル情報機器事業本部副本部長 1999年4月 常務、デジタルメディア機器社副社長 2000年3月 常務、経営戦略部担当 同 年6月 上席常務、経営戦略部担当 2001年4月 上席常務、デジタルメディアネットワーク社社長 2003年4月 上席常務、デジタルプロダクツ事業グループ分担、ISセンター担当 同 年6月 取締役、執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役社長 2009年6月 取締役会長、現在に至る。</p>	<p>149</p>
<p>②</p> <p>ささきのりお 佐々木 則 夫 1949年6月1日生</p> 	<p>代表執行役社長、報酬委員会委員</p>	<p>1972年4月 当社入社 2003年4月 電力・社会システム社原子力事業部長 2005年6月 執行役常務 2007年6月 執行役専務 2008年6月 取締役、代表執行役副社長 2009年6月 取締役、代表執行役社長、現在に至る。</p>	<p>56</p>

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
③ むろまち まさし 室町正志 1950年4月10日生 	代表執行役副社長、 代表執行役社長補佐、 電子デバイス事業グループ分担、新照明システム事業統括担当、部品材料事業統括担当、新映像デバイス統括担当、品質統括本部長、生産統括グループ担当	1975年4月 当社入社 2004年6月 執行役常務 2005年6月 執行役上席常務 2006年6月 執行役専務 2008年6月 取締役、代表執行役副社長、 現在に至る。 (重要な兼職の状況) 東芝杭州社董事長、東芝大連社董事長	51
④ むらおか ふみお 村岡富美雄 1948年7月10日生 	代表執行役副社長、 代表執行役社長補佐、 財務グループ担当	1971年4月 当社入社 2003年6月 執行役常務 2006年6月 取締役、代表執行役専務 2009年6月 取締役、代表執行役副社長、 現在に至る。	64
⑤ なみき まさお 並木正夫 1949年4月2日生 	代表執行役副社長、 代表執行役社長補佐、 戦略企画グループ担当、CSR本部長、情報・セキュリティグループ担当、輸出管理グループ担当	1975年4月 当社入社 2003年6月 執行役常務 2005年6月 執行役上席常務 2007年6月 執行役専務 2008年6月 取締役、執行役専務 2009年6月 取締役、代表執行役副社長、 現在に至る。	56

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
⑥ たい いちろう 田井 一郎 1948年11月16日生 	代表執行役副社長、 代表執行役社長補佐、 イノベーション推進 本部長、技術統括グ ループ担当	1976年 4月 当社入社 2003年 6月 執行役常務 2007年 6月 執行役上席常務 2008年 6月 執行役専務 2009年 6月 取締役、代表執行役副社長、 現在に至る。	56
⑦ まえだ よしひろ 前田 義廣 1948年10月16日生 	代表執行役副社長、 代表執行役社長補佐、 コンシューマエレクト ロニクス事業グル ープ分担、営業統括 グループ担当	1971年 4月 当社入社 2001年 4月 デジタルメディアネットワ ーク社副社長 2003年 6月 東芝テック(株)取締役社長 2008年 6月 執行役専務 2009年 6月 取締役、代表執行役副社長、 現在に至る。	37
⑧ たにがわ かずお 谷川 和生 1949年 9月 8日生 	執行役専務、法務グ ループ担当、人事グ ループ担当	1972年 4月 当社入社 2004年 6月 執行役常務 2007年 6月 取締役、執行役上席常務 2008年 6月 取締役、執行役専務、現在に 至る。	68

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>⑨</p> <p>こぐち しげお 古口 榮男 1945年8月13日生</p> 	<p>監査委員会委員長</p>	<p>1976年7月 当社入社 2001年6月 常務、セミコンダクター社副社長 2003年4月 常務、セミコンダクター社社長 同年6月 執行役上席常務 2004年6月 執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役副社長 2008年6月 取締役、現在に至る。</p>	<p>60</p>
<p>⑩</p> <p>ほりおか ひろし 堀岡 弘嗣 1953年6月7日生</p> 	<p>監査委員会委員</p>	<p>1977年4月 当社入社 2003年6月 芝浦メカトロニクス(株)取締役 2005年4月 電力・社会システム社総務部長 2006年4月 グループ経営部長 2007年6月 人事部長 2009年6月 取締役、現在に至る。</p>	<p>18</p>
<p>⑪</p> <p>ふるさわ きいちろう 古沢 熙一郎 1939年3月12日生</p> 	<p>報酬委員会委員長、 監査委員会委員</p>	<p>1962年4月 三井信託銀行(株)入社 1999年4月 同社取締役社長 2000年4月 中央三井信託銀行(株)取締役社長(2003年6月まで) 2002年2月 三井トラス・ホールディングス(株)(現中央三井トラス・ホールディングス(株))取締役社長 2003年6月 同社取締役会長兼社長 2006年6月 同社取締役会長、現在に至る。 2006年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 中央三井トラス・ホールディングス(株)取締役会長 アサガミ(株)社外取締役 富士フィルムホールディングス(株)社外監査役</p>	<p>13</p>

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p style="text-align: center;">ひらばやし ひろし 平林 博 1940年5月5日生</p> 	<p style="text-align: center;">監査委員会委員、報酬委員会委員</p>	<p>1963年4月 外務省入省 1988年1月 同省大臣官房総務課長 1990年1月 在アメリカ合衆国大使館公使 1993年8月 外務省経済協力局長 1995年8月 内閣官房内閣外政審議室長 1998年1月 駐インド大使 同 年2月 駐インド大使兼駐ブータン大使 2002年9月 駐フランス大使兼駐アンドラ大使 2003年1月 駐フランス大使兼駐アンドラ大使、駐ジブチ大使 2006年6月 外務省査察担当大使(2007年4月まで) 2008年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授、現在に至る。 2007年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) ㈱エヌエイチケイプロモーション社外取締役 ㈱日印協会理事長 三井物産㈱社外取締役 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授</p>	<p style="text-align: center;">16</p>
<p style="text-align: center;">ささき たけし 佐々木 毅 1942年7月15日生</p> 	<p style="text-align: center;">指名委員会委員長、報酬委員会委員</p>	<p>1965年4月 東京大学法学部助手 1968年4月 同大学同学部助教授 1978年11月 同大学同学部教授 1991年4月 同大学大学院法学政治学研究所教授 1998年4月 同大学大学院法学政治学研究所長兼法学部長 2001年4月 同大学総長 2005年4月 学習院大学法学部政治学科教授、現在に至る。 2007年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 学習院大学法学部政治学科教授 ㈱明るい選挙推進協会会長 オリックス㈱社外取締役 ㈱国土緑化推進機構理事長 東日本旅客鉄道㈱社外取締役 ㈱ラボ国際交流センター会長</p>	<p style="text-align: center;">10</p>

氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (千株)
<p>⑭</p> <p>こすぎ たけお 小杉 丈夫 1942年3月23日生</p> 	<p>指名委員会委員、監 査委員会委員</p>	<p>1968年4月 大阪地方裁判所判事補 1972年9月 釧路地方裁判所兼家庭裁判所 判事補 1974年5月 弁護士登録、現在に至る。 2009年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (重要な兼職の状況) 弁護士法人松尾総合法律事務所社員弁護士 日本セルヴィエ(株)社外監査役 森ヒルズリート投資法人監督役員</p>	<p>11</p>

(注)当社は2003年6月までは執行役員制度を採用しており、上席常務、常務は執行役員の役位であります。

＜株主提案(第3号議案から第11号議案まで)＞

第3号議案から第11号議案までの議案は、株主(1名)からのご提案によるものです。
各議案の提案の内容及び提案の理由は、株主から提出されたものを記載しております。

○株主提案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第3号議案から第11号議案までのいずれの株主提案についても反対いたします。

いずれの株主提案も、取締役又は執行役に委ねられている事項について、定款を変更して、一定の定めを設けようとするものです。いずれも、定款の規定とすることを求める内容は、個別事案に言及するものであり、そもそも定款に規定することになじまないものである上、当社においては、かかる事項について、取締役会の監督の下、取締役又は執行役が、個別の事案の内容、特性に応じて適法、適正に対処し、かつ、適時適切な開示を行っており、今後も継続してまいりますので、定款に提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

また、株主提案は、一昨年、昨年の株主総会においても提案された同一の株主1名の方からのものです。株主提案権の形式的要件は満たしているものの、以下に記載のとおり提案内容の多くがこれまでの提案内容と実質的に同一の内容になっております。また、一昨年、昨年の株主総会でいずれの株主提案も大差で否決されており、総株主の議決権の10%以上の賛成を得られなかった議案と実質的に同一の議案は3年間提案を拒否できるという会社法に定める株主提案権の行使制限にも該当し得ると言わざるを得ません。

当社取締役会としては、このような株主提案権の行使は株主権の濫用にも該当し得ると考えますが、念のため株主提案をすべて上程した上で、株主の皆様のご意思をご確認させていただくために株主総会にお諮りするものであります。

提案議案ごとの反対理由の補足は、それぞれの議案の後に記載しております。

以上の諸点から、取締役会としては、いずれの株主提案にも反対いたします。

—株主提案—

第3号議案 株主質問に対する会社回答に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『株主総会において、株主からの質問(書面による質問を含む)に関して、会社はすべての質問に対し詳細に回答すること。また、質問内容、回答内容を東芝のホームページに詳細に開示すること。特に、東芝(役員、従業員)が企業活動で行った違法行為に関する質問については、株主総会において質問時間を設けた上で回答すること。

この違法行為に関する質問には、役所関係の談合問題、原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関する質問を含める。(以下、

別紙1に記載のとおり。)』

(提案理由)

東芝(役員、従業員)が行った違法行為に関し、同様な違法行為が繰り返されたり、違法行為が長期間隠蔽されたりする。違法行為を防止するために上記議案を提案する。

違法行為の隠蔽、繰り返しが起こるのは会社の自浄能力が低いためである。株主総会において、会社の都合により株主の質問は打ち切られる。特に、違法行為についての質問は、議題に関係ない質問であるとして打ち切られる(株主の質問権を軽視している)。会社の自浄能力が低いから、株主による調査、監視が必要である。一方法として、株主の質問(書面質問を含む)すべてに対して、会社に詳細に回答させることを提案する。特に、株主総会において違法行為に関する質疑応答時間を設け、違法行為の事実関係、改善策、責任の所在等を明らかにすることは有効である。また、質問内容、回答内容を公開することは違法行為の隠蔽、繰り返しの防止に役立つので、ホームページに公開することを提案する。

○第3号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

株主総会は会議の目的事項について株主の皆様が合理的な理解を得られるよう説明を尽くす場であり、そのように努めております。限られた株主総会の時間内で株主の皆様の希望されるすべてのご質問に回答することを必須とすることは困難であり、また、株主の皆様との質疑応答のすべてをホームページに開示することも、株主総会の性質上、適切でないと考えられます。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

—株主提案—

第4号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『株主総会の議決権行使に関し、議決権行使書による議決権行使において、提案に対して株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案、株主提案のどちらの提案に対しても賛成であるとして取り扱うこと。また、インターネットを利用した議決権行使においても議決権行使書による場合と同じように取り扱うこと。』

(提案理由)

株主総会における議決権行使書による議決権行使に関し、現在、提案に対し株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対(否)として取り扱っている。これは、株主提案に対し不当な差別的取り扱いである。株主権を軽んじる行為でもある。株主提案も会社提案と同等に取り扱うべきである。

○第4号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

議決権行使書又はインターネットによる議決権行使に株主からの賛否の意思表示がない場合の取り扱いをあらかじめ会社で決定し、その旨を議決権行使書等に記載しておくことが適法であることは、法令上明確であり、また、当社の現在の取り扱いは、多くの株主を有する上場会社の一般的、合理的な取り扱いであります。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

—株主提案—

第5号議案 取締役に対する損害賠償請求に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『取締役が違法行為を行い会社に損害を生じさせた場合、または、注意義務を怠り、会社に損害を生じさせた場合、会社はその取締役に対して、損害の多少にかかわらずに損害賠償を請求すること。過半数を取締役、執行役以外の者で構成する損害賠償請求委員会を設ける。この委員会において、事実関係(取締役の違法行為、注意義務違反内容)、会社の損害等を調査し、損害賠償請求対象者、損害賠償請求額を決定し、損害賠償を請求する。そして、この決定内容を東芝のホームページに公開する。

上記の損害賠償請求の対象には、官庁関係の談合問題における損害賠償請求、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題における損害賠償請求を含める。(以下、別紙2に記載のとおり。)]

(提案理由)

取締役の違法行為、違法行為の隠蔽、注意義務違反を防止するために、上記議案を提案する。違法行為を行った取締役に対して、会社は社内処分済ませ、損害賠償を請求することはほとんどない。これは、取締役会、監査委員会の自浄能力が低いためである。このような状態を補うために、過半数を取締役、執行役以外の者で構成する損害賠償請求委員会を設け、取締役の違法行為等を調査させ、そして、損害の多少にかかわらず、該当する取締役に損害賠償を請求し、この内容をホームページに公開することを提案する。これらを実行すれば、取締役の違法行為、違法行為の隠蔽、違法行為の注意義務違反の防止に有効である。

○第5号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社において法令違反事案が発生した場合には、法令上定められた取締役会等の機関が適切に対応することとなっております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

—株主提案—

第6号議案 役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『社内処分を受けた役員(取締役、執行役)に関し、次の(1)から(4)を役員別に東芝のホームページに詳細に開示する。

- (1)処分内容
- (2)処分理由
- (3)具体的な仕事内容
- (4)受け取った報酬額

この開示には、役所関係の談合問題、原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関しての役員の処分内容の開示を含める。(以下、別紙3に記載のとおり。)]

(提案理由)

役員(取締役、執行役)の誤った指示命令によって、違法行為、不正行為が行われ、継続することがある。また、役員(取締役、執行役)の、部下に対する管理、監督が悪いために違法行為、不正行為が行われ、継続することもある。東芝の違法行為、不正行為が複数報道されてきたが、東芝は、役員(取締役、執行役)の処分内容等の詳細を公表していない。役員(取締役、執行役)がどのように違法行為、不正行為にかかわったのか、また、どのような処分を受けたのか不明である。取締役選任に際し、また、役員(取締役、執行役)の報酬、退職慰労金が妥当かどうかの判断材料として、役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示は必要である。違法行為、不正行為にかかわった役員(取締役、執行役)に反省を促すためにも役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示は必要である。

○第6号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社において法令違反事案等が発生し、関係者に対する社内処分を実施した場合には、必要に応じ処分内容を適時適切に開示しております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

—株主提案—

第7号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究におけ

る研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、平成8年6月までに佐藤文夫社長、西室泰三専務以下関係役員がこの不正問題を知っていたにもかかわらず、平成14年7月のNEDOの研究労務費の返還請求があるまで不正受給の是正を行わず問題を隠蔽してきた。また、平成11年以降の定時株主総会において、株主が不正請求を是正したのかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常務らは終わった問題であると回答し続け、不正受給の是正を行わず問題を隠蔽してきた。これらの真相を平成23年6月開催予定の定時株主総会の招集通知の報告書に記載して詳細に開示する。

また、NEDOによる委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金の3年間の停止処分を東芝が受け入れたことによる損害額の詳細と、不正受給問題対応にかかった経費の詳細とを上記報告書に記載して開示する。

また、研究労務日誌の偽造から行われた、研究労務費の不正請求、不正受給の手口の詳細を上記報告書に記載して開示する。

なお、真相開示に際しては、不正請求問題の隠蔽が会長、社長以下役員などのような指示命令システムにより行われたかがわかるように、また、誰がどのような責任を取ったのかがわかるように具体的に真相を開示する。』

(提案理由)

上記議案に示したとおり、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は長期間隠蔽され、是正されなかった。これは、社長以下の役員、社員による組織的な詐欺行為である。問題の真相を詳細に開示することは、関係した社長以下の役員、社員に反省を促し、同様な違法行為を防止することに役立つ。さらに、違法行為に関与した役員の責任を開示すること、この問題による東芝の損害額を開示することは、違法行為に関係した役員に対する株主代表訴訟に必要なことである。

また、研究労務日誌偽造依頼を断った社員の名前を使用し、印鑑を偽造して、この社員の意思に反して研究労務日誌を偽造し、是正しないことは、人権侵害行為である。人権侵害行為の是正、再発防止のためにも問題の詳細を開示することが必要である。

○第7号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

本議案は、1994年度に発生し、2002年に既に解決済みの問題に係るものであり、2003年6月開催の第164期定時株主総会、2008年6月開催の第169期定時株主総会において特に詳細な内容をご説明申し上げております。また、2008年6月開催の第169期定時株主総会及び2009年6月開催の第170期定時株主総会においても、提案株主から同問題の真相の開示を求める定款変更議案の提案がなされ、否決されており、3年連続の提案となっております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

一 株主提案一

第8号議案 取締役、執行役についての情報の個別開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『取締役、執行役に関し、次の(1)から(3)を個人別に、年度別に、官報に開示する。

- (1)取締役、執行役が行った具体的な仕事内容、成果
- (2)取締役、執行役が受け取った報酬額
- (3)取締役、執行役を雇うためにかかった経費』

(提案理由)

近年、(株)東芝においては経営不振から大きなリストラを行っている。従業員に対しては、早期退職、関連会社への移籍、出向、職種の変更等を受け入れさせている。また、成果主義を導入し、従業員個別の成果により年度ごとの報酬、将来の退職金が大きく変動するようになった。サービス残業の増加も生じ、労働基準監督署から改善するように指導されたこともあった。また、株主に対しては減配、無配当、株価下落等の負担を負わせている。しかし、経営の舵取りをしている取締役、執行役の成果と報酬の関係は不明瞭である。取締役は株主総会の株主の議決により選出されるから、取締役の成果と報酬の関係を株主に個別開示し、株主がこの関係が正当であるかどうか監視できるようにする必要がある。執行役は将来の取締役候補であるので取締役と同等と考える。また、定時株主総会招集通知時に添付される報告書中の、取締役、執行役に関する情報開示では不十分である。

○第8号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

取締役、執行役の業務執行の状況及び担当業務につきましては別添の第171期報告書「**1**当社グループの事業の状況」(1ページから13ページまで)、「**7**当社役員の氏名、担当等」(16ページから20ページまで)に、取締役、執行役の報酬等の額につきましては同報告書「**8**(2)当期に係る報酬等の額」(21ページ)にそれぞれ記載のとおり、開示しております。報酬等の額については法令の定めるところに従って経営に係るコストとしての開示を行うことが株主の皆様にとって重要であり、かつ、それで十分であると考えております。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。

一 株主提案一

第9号議案 相談役、顧問、社友についての情報の個別開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『相談役、顧問、社友に関し、次の(1)から(4)を個人別に、年度別に、官報に開示する。

- (1)相談役、顧問、社友に就任させた具体的理由

- (2)相談役、顧問、社友が行った具体的な仕事内容、成果
- (3)相談役、顧問、社友が受け取った報酬額
- (4)相談役、顧問、社友を雇うためにかかった経費』

(提案理由)

相談役、顧問、社友に関する情報は株主に対しほとんど開示されていない。相談役、顧問、社友という役職が必要かどうか疑問である。また、相談役、顧問、社友の大半は、元取締役や元執行役と思われる。相談役、顧問、社友の役職を設けなくても、元取締役や元執行役は相談役等の役職に就かなくても、東芝に有益な助言を行ってくれるはずである。これらの役職に関してもリストラが必要であると思われる。その判断材料として、これらの役職に関する情報を開示すべきである。

○第9号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社の相談役、顧問、社友は、当社経営に対して豊富な経験から有益な助言等を行っており、また、その処遇は役員及び従業員の処遇を総合的に勘案して定めており、過大なものとは認識しておりません。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。

—株主提案—

第10号議案 省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『省庁等の公的機関から入社した人の人数、役職名を公的機関別に、年度別に、平成23年6月開催予定の定時株主総会の招集通知の報告書に記載して詳細に開示する。また、公的機関からの受注額を公的機関別に、年度別に上記報告書に記載して開示する。』

(提案理由)

官庁からの天下り受け入れ数、就任した役職者人数と官庁からの受注額について社会的に関心をもたれている。また、東芝が官製談合(下水道局関係の談合、郵便番号読み取り機関係の談合)を行っていたことが報道されている。談合などの不正取引防止の観点からも官庁からの天下りに関する情報を株主に公開すべきである。

一方、公職出身者に関する情報を開示することは、取締役会等による公職出身者の採用行為に関係がなく、採用行為に制限を加えるものではない。取締役会がこの情報開示に反対するのは、天下り受け入れ数と官庁からの仕事受注額との間に相関関係があることが判明することを恐れるから、また、官製談合の余地を残しておきたいからと受け取られても仕方がない。

○第10号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

外部から採用いたします人材については、人物本位で実績、識見に基づき適切に採用しており、かつ、公職出身者は営業部門以外の部署に配置しております。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。

―株主提案―

第11号議案 非正規雇用者の雇用条件に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『非正規雇用者の賃金を時給2000円以上とする。』

(提案理由)

東芝は、非正規雇用者を雇用の調節弁役として扱っている。また、非正規雇用者の賃金は、同じ仕事内容の正規雇用者の賃金よりかなり低い。非正規雇用者の退職金は零か、支給されてもわずかである。非正規雇用者に対する福利厚生費も、正規雇用者のそれに比べて非常に少ない。このように会社は非正規雇用者を雇うことで、少ない経費で多くの、有用な労働力を得ることができ、雇用調整も簡単にできる。しかし、非正規雇用者にとっては不利で過酷な雇用形態である。このような雇用形態は社会問題になっている。東芝が人に優しい経営を行うことを目標とするならば、少なくとも非正規雇用者の賃金を増やすべきである。現在支給していない福利厚生費、退職金に相当する金額分を賃金に上乘せすべきである。一案として、非正規雇用者の賃金を時給2000円以上とすることを提案する。

○第11号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

非正規雇用者の賃金については、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律を遵守し、同法の定めるところに従い、正規の労働者との均衡を考慮しつつ適法に決定しております。したがって、定款に規定を設けるべき事項ではないと考えます。

以 上

(第3号議案関係)

役所関係の談合問題とは、次のことである。平成7年に発覚した三重県下水道局における談合問題、平成11年に公正取引委員会から排除勧告を受けた郵便番号読み取り機に関する談合問題、平成20年に発覚した札幌市下水道局における談合問題である。特に、下水道局関係の談合は平成7年に発覚し、処分を受けているにもかかわらず、その後も談合を繰り返していた。この札幌市下水道局談合問題に関しては、平成20年6月開催の株主総会で株主が、報道されているような談合があったかどうかを質問したが、会社側は、関係機関(役所)の調査中なのでその調査結果を待ちたいと回答した。談合を行ったかどうかは担当者を社内調査すればわかることである。関係機関(役所)の調査を待つ必要はない。さらに、東芝は、調査が開始される前に談合を行ったことを公正取引委員会に申し出ることにより、課徴金納付などの処分を免除されている。社内調査を行った段階で談合の事実が判明しているにもかかわらず、株主総会において談合を行ったことを株主に対し隠していたことになる。談合が繰り返されるのは、改善策が不十分だからである。

原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題とは、次のことである。京浜事業所の社員が起こした、平成18年の原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題である。社内調査後に行われた役所の調査により、捏造検査データが次々に出てくるがあった。これは捏造検査データをできるだけ隠蔽しようとしたと受け取られても仕方がない。違法行為の隠蔽を防止する改善策が不十分だから、違法行為の隠蔽がなくなるらない。

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題とは次のことである。平成8年に東芝社内で発覚した新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題について説明する。NEDOは、通産省所管の組織で(現在は独立行政法人)、国の予算で運用されていた。このNEDO委託研究とは、「溶融炭酸塩型燃料電池発電システムの研究開発：スタック及び1000kW級発電システム技術開発：1000kW級発電プラントの開発(プラント製作―排熱回収系設備)」のことである。昭和60年代からエネルギー事業本部の京浜事業所が主にこの委託研究を担当していた。また、不正請求、不正受給問題とは、平成7年4月、京浜事業所において担当課長らが日誌偽造指示書を作成し、この指示書に基づいて平成6年度分の研究労務日誌を部下の社員に偽造させ、さらに、日誌偽造を断った社員の名前を使って担当課長らが日誌を偽造したことから始まる。平成7年6月、これらの偽造した日誌を用いて、NEDOに対し、研究労務費を過大に請求し、過大に研究労務費を受給した。NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は平成8年1月に京浜事業所で発覚し、責任者の井須雄一郎所長に連絡された。井須所長は研究費の不正請求、不正受給を是正させなかった。平成8年2月には、京浜事業所の上部組織の責任者である佐々木軯彦エネルギー事業本部本部長(常務)に、また、平成8年6月には東芝の責任者である佐藤文夫社長、西室泰三専務にこれらの問題が連絡された。しかし、東芝の責任者は不正請求問題の連絡を受けても、不正受給を是正させなかった。平成11年6月の定時株主総会において、株主が、研究労務費の不正受

給を是正したのかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務は、不正を行った社員を処分しており、終わった問題であると回答し、株主の質問を打ち切った。これ以降(平成12年、13年)の定時株主総会においても株主と会社との間で同様なやり取りが繰り返され、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常務らは、不正請求問題は終わったことであると回答し続け、株主の質問を打ち切った。平成14年6月、NEDOはこの問題に関して京浜事業所を調査した。調査において、担当課長が作成した研究労務日誌の偽造指示書、偽造される前の研究労務日誌等は発見されなかった。事前にこれらは破棄されたようである。平成14年7月、東芝の不正請求、不正受給問題が報道され、同月、NEDOは東芝が研究労務費の不正請求、不正受給を行っていたとして、東芝に対して、研究労務費の返還、委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止を決定した。研究労務日誌を偽造して研究労務費を請求することは、詐欺であるが、時効により、刑事問題にはならなかった。これは東芝が平成8年に社内で問題が発覚してから、平成14年のNEDOの調査までの約6年間、この問題を隠蔽し続けたからである。また、株主総会において、研究費の不正受給を是正していないにもかかわらず、終わった問題であると虚偽の回答を続けたのは、刑事問題の時効を成立させるためと、関係役員に責任が及ばないようにするためと考えられる。不正受給を是正せずに、株主総会で虚偽の回答を続けたことは法令違反である。

株主総会において、この不正請求、不正受給問題を質問すると、議題に関係ない質問であるから回答を控えるとか、過去に発生した古い問題であるからとか、説明済みであるとか言って株主の質問を打ち切ったりしている。不正請求、不正受給問題の事実関係を平成8年から6年間隠蔽し、平成14年以降の株主総会においても、この問題に関する質問に対し、東芝は不正請求、不正受給問題の事実関係を明らかにせず、役員らの責任についても説明していない。例えば、不正受給の隠蔽行為を決定し、実行した役員らの責任が不明確である。平成8年に社内で発覚した後、研究労務費の不正受給を是正せず、隠蔽することを決定したのは、佐藤社長か、西室社長か、それとも他の役員か。この決定を実行したのは、佐々木常務か、宮本上席常務か、大島常務か、それとも他の役員か。これらのことを行った役員ら(佐藤社長、西室社長、岡村社長、島上専務、佐々木常務、宮本上席常務、大島常務ら)の責任が明確にされていない。平成11年の株主総会で不正受給問題が取り上げられて、役員全員(社外役員を含む)がこの問題の存在を知ったにもかかわらず、役員ら(社外役員を含む)はこの問題の是正を行わなかったのはなぜか。これらの役員に注意義務違反の責任はないのか。また、担当課長らが研究労務日誌の偽造指示書を作成し、部下の社員に日誌を偽造させ、この日誌に基づいて不正に研究労務費を請求することは、組織的な不正行為であるが、この事実を隠すのはなぜか。さらに担当課長らは他年度においても委託研究を担当しているし、不正請求が判明した委託研究以外の委託研究も担当していた。これらの別の委託研究において、同様な不正行為が行われていた可能性があるが十分な調査が行われたか疑問である。株主に対し、不正行為の事実関係が正しく開示されていたならば、このように長期間にわたる不正行為の隠蔽を防止できたと思われる。

以 上

(第5号議案関係)

官庁関係の談合問題とは、次のことである。平成7年に発覚した三重県下水道局における談合問題、平成11年に公正取引委員会から排除勧告を受けた郵便番号読み取り機に関する談合問題、平成20年に発覚した札幌市下水道局における談合問題である。特に、下水道局関係の談合は平成7年に発覚し、処分を受けているにもかかわらず、その後も談合を繰り返していた。この札幌市下水道局談合問題に関しては、平成20年6月開催の株主総会で株主が、報道されているような談合があったかどうかを質問したが、会社側は、関係機関(役所)の調査中なのでその調査結果を待ちたいと回答した。談合を行ったかどうかは担当者を社内調査すればわかることである。関係機関(役所)の調査を待つ必要はない。さらに、東芝は、調査が開始される前に談合を行ったことを公正取引委員会に申し出ることにより、課徴金納付などの処分を免除されている。社内調査を行った段階で談合の事実が判明しているにもかかわらず、株主総会において談合を行ったことを株主に対し隠していたことになる。これらの談合問題において、取締役に対して損害賠償請求は行われていない。

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題とは、次のことである。平成8年に東芝社内で発覚した新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題である。NEDOは、通産省所管の組織で(現在は独立行政法人)、国の予算で運用されていた。このNEDO委託研究とは、「溶融炭酸塩型燃料電池発電システムの研究開発：スタック及び1000kW級発電システム技術開発：1000kW級発電プラントの開発(プラント製作―排熱回収系設備)」のことである。昭和60年代からエネルギー事業本部の京浜事業所が主にこの委託研究を担当していた。また、不正請求、不正受給問題とは、平成7年4月、京浜事業所において担当課長らが日誌偽造指示書を作成し、この指示書に基づいて平成6年度分の研究労務日誌を部下の社員に偽造させ、さらに、日誌偽造を断った社員の名前を使って担当課長らが日誌を偽造したことから始まる。平成7年6月、これらの偽造した日誌を用いて、NEDOに対し、研究労務費を過大に請求し、過大に研究労務費を受給した。NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は平成8年1月に京浜事業所で発覚し、責任者の井須雄一郎所長に連絡された。井須所長は研究費の不正請求、不正受給を是正させなかった。平成8年2月には、京浜事業所の上部組織の責任者である佐々木柄彦エネルギー事業本部本部長(常務)に、また、平成8年6月には東芝の責任者である佐藤文夫社長、西室泰三専務にこれらの問題が連絡された。しかし、東芝の責任者は不正請求問題の連絡を受けても、不正受給を是正させなかった。平成11年6月の定時株主総会において、株主が、研究労務費の不正受給を是正したのかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務は、不正を行った社員を処分しており、終わった問題であると回答し、株主の質問を打ち切った。これ以降(平成12年、13年)の定時株主総会においても株主と会社との間で同様なやり取りが繰り返され、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常務らは、不正請求問題は終わったことであると回答し続け、株主の質問を打ち切った。平成14年6月、NEDOはこの問題に関して京浜事業所を調査した。調査において、担当課長が作成した研究労務日誌の偽造指示書、偽造される

前の研究労務日誌等は発見されなかった。事前にこれらは破棄されたようであるが、当時の担当者はこれらのコピーを持っている。平成14年7月、東芝の不正請求、不正受給問題が報道され、同月、NEDOは東芝が研究労務費の不正請求、不正受給を行っていたとして、東芝に対して、研究労務費の返還、委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止を決定した。研究労務日誌を偽造して研究労務費を請求することは、詐欺であるが、時効により、刑事問題にはならなかった。これは東芝が平成8年に社内で問題が発覚してから、平成14年のNEDOの調査までの約6年間、この問題を隠蔽し続けたからである。また、株主総会において、研究費の不正受給を是正していないにもかかわらず、終わった問題であると虚偽の回答を続けたのは、刑事問題の時効を成立させるためと、関係役員(取締役、執行役)に責任が及ばないようにするためと考えられる。不正受給を是正せずに、株主総会で虚偽の回答を続けたことは法令違反である。

株主総会において、この不正請求、不正受給問題を質問すると、議題に関係ない質問であるから回答を控えるとか、過去に発生した古い問題であるからとか、説明済みであるとか言って株主の質問を打ち切ったりしている。不正請求、不正受給問題の事実関係を平成8年から6年間隠蔽し、平成14年以降の株主総会においても、この問題に関する質問に対し、東芝は不正請求、不正受給問題の事実関係を明らかにせず、役員らの責任についても説明していない。例えば、不正受給の隠蔽行為を決定し、実行した役員らの責任が不明確である。平成8年に社内で発覚した後、研究労務費の不正受給を是正せず、隠蔽することを決定したのは、佐藤社長か、西室社長か、それとも他の役員か。この決定を実行したのは、佐々木常務か、宮本上席常務か、大島常務か、それとも他の役員か。これらのことを行った役員ら(佐藤社長、西室社長、岡村社長、島上専務、佐々木常務、宮本上席常務、大島常務ら)の責任が明確にされていない。不正受給の隠蔽行為を決定し、実行することは違法行為である。平成11年の株主総会で不正受給問題が取り上げられて、役員全員(社外役員を含む)がこの問題の存在を知ったにもかかわらず、役員ら(社外役員を含む)はこの問題の是正を行わなかった。これらの役員は注意義務を怠っている。不正受給問題において会社には損害が生じたが、会社は取締役に対して損害賠償を請求していない。

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関する損害賠償請求委員会には、次の15名を委員として加える。この15名は、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に対応した経験があり、東芝社員として現場の実務経験も豊富であるので、委員にふさわしい。

渡辺誠吾氏(京浜事業所課長(*1))、小山由夫氏(京浜事業所課長(*1))、
尾園次郎氏(京浜事業所部長(*1))、新谷誠剛氏(京浜事業所主幹(*1))、
井須雄一郎氏(京浜事業所所長(*1))、谷川和生氏(昭和47年入社、京浜事業所部長(*1))、
畑野耕逸氏(京浜事業所課長(*1))、三鬼嘉明氏(京浜事業所課長(*2))
佐々木鞆彦氏(昭和35年入社、エネルギー事業本部本部長(*1))、
宮本俊樹氏(上席常務(*2))、大島壽之氏(常務(*3))、
佐藤文夫氏(社長(*1))、西室泰三氏(昭和36年入社、専務(*1))、

岡村正氏(昭和37年入社、社長(*3))、島上清明氏(昭和36年入社、専務(*3))
なお、カッコ内は(株)東芝への入社年や(株)東芝における役職を表している。
(*1)平成8年当時の役職、(*2)平成11年当時の役職、(*3)平成12年当時の役職

以 上

(第6号議案関係)

役所関係の談合問題とは、次のことである。平成7年に発覚した三重県下水道局における談合問題、平成11年に公正取引委員会から排除勧告を受けた郵便番号読み取り機に関する談合問題、平成20年に発覚した札幌市下水道局における談合問題である。特に、下水道局関係の談合は平成7年に発覚し、処分を受けているにもかかわらず、その後も談合を繰り返していた。この札幌市下水道局談合問題に関しては、平成20年6月開催の株主総会で株主が、報道されているような談合があったかどうかを質問したが、会社側は、関係機関(役所)の調査中なのでその調査結果を待ちたいと回答した。談合を行ったかどうかは担当者を社内調査すればわかることである。関係機関(役所)の調査を待つ必要はない。さらに、東芝は、調査が開始される前に談合を行ったことを公正取引委員会に申し出ることにより、課徴金納付などの処分を免除されている。社内調査を行った段階で談合の事実が判明しているにもかかわらず、株主総会において談合を行ったことを株主に対し隠していたことになる。これらの談合問題において、役員の処分内容等が開示されていない。

原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題とは、次のことである。京浜事業所の社員が起こした、平成18年の原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題である。社内調査後に行われた役所の調査により、捏造検査データが次々に出てくることがあった。これは捏造検査データをできるだけ隠蔽しようとしたと受け取られても仕方がない。この検査データ捏造、隠蔽問題に関して、役員の処分内容等の開示が不十分である。

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題とは、次のことである。平成8年に東芝社内が発覚した新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題である。NEDOは、通産省所管の組織で(現在は独立行政法人)、国の予算で運用されていた。このNEDO委託研究とは、「溶融炭酸塩型燃料電池発電システムの研究開発：スタック及び1000kW級発電システム技術開発：1000kW級発電プラントの開発(プラント製作―排熱回収系設備)」のことである。昭和60年代からエネルギー事業本部の京浜事業所が主にこの委託研究を担当していた。また、不正請求、不正受給問題とは、平成7年4月、京浜事業所において担当課長らが日誌偽造指示書を作成し、この指示書に基づいて平成6年度分の研究労務日誌を部下の社員に偽造させ、さらに、日誌偽造を断った社員の名前を使って担当課長らが日誌を偽造したことから始まる。平成7年6月、これらの偽造した日誌を用いて、NEDOに対し、研究労務費を過大に請求し、過大に研究労務費を受給した。NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は平成8年1月に京浜事業所で発覚し、責任者の井須雄一郎所長に連絡された。井須所長は研究費の不正請求、不正受給を是正させなかった。平成8年2月には、京浜事業所の上部組織の責任者である佐々木鞆彦エネルギー事業本部本部長(常務)に、また、平成8年6月には東芝の責任者である佐藤文夫社長、西室泰三専務にこれらの問題が連絡された。しかし、東芝の責任者は不正請求問題の連絡を受けても、不正受給を是正させなかった。平成11年6月の定時株主総会において、株主が、研究労務費の不正受給を是正し

たのかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務は、不正を行った社員を処分しており、終わった問題であると回答し、株主の質問を打ち切った。これ以降(平成12年、13年)の定時株主総会においても株主と会社との間で同様なやり取りが繰り返され、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常務らは、不正請求問題は終わったことであると回答し続け、株主の質問を打ち切った。平成14年6月、NEDOはこの問題に関して京浜事業所を調査した。調査において、担当課長が作成した研究労務日誌の偽造指示書、偽造される前の研究労務日誌等は発見されなかった。事前にこれらは破棄されたようであるが、当時の担当者はこれらのコピーを持っている。平成14年7月、東芝の不正請求、不正受給問題が報道され、同月、NEDOは東芝が研究労務費の不正請求、不正受給を行っていたとして、東芝に対して、研究労務費の返還、委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止を決定した。研究労務日誌を偽造して研究労務費を請求することは、詐欺であるが、時効により、刑事問題にはならなかった。これは東芝が平成8年に社内で問題が発覚してから、平成14年のNEDOの調査までの約6年間、この問題を隠蔽し続けたからである。また、株主総会において、研究費の不正受給を是正していかかわらず、終わった問題であると虚偽の回答を続けたのは、刑事問題の時効を成立させるためと、関係役員に責任が及ばないようにするためと考えられる。不正受給を是正せずに、株主総会で虚偽の回答を続けたことは法令違反である。

株主総会において、この不正請求、不正受給問題を質問すると、議題に関係ない質問であるから回答を控えるとか、過去に発生した古い問題であるからとか、説明済みであるとか言って株主の質問を打ち切ったりしている。不正請求、不正受給問題の事実関係を平成8年から6年間隠蔽し、平成14年以降の株主総会においても、この問題に関する質問に対し、東芝は不正請求、不正受給問題の事実関係を明らかにせず、役員らの責任についても説明していない。例えば、不正受給の隠蔽行為を決定し、実行した役員らの責任が不明確である。平成8年に社内で発覚した後、研究労務費の不正受給を是正せず、隠蔽することを決定したのは、佐藤社長か、西室社長か、それとも他の役員か。この決定を実行したのは、佐々木常務か、宮本上席常務か、大島常務か、それとも他の役員か。これらのことを行った役員ら(佐藤社長、西室社長、岡村社長、島上専務、佐々木常務、宮本上席常務、大島常務ら)の責任が明確にされていない。平成11年の株主総会で不正受給問題が取り上げられて、役員全員(社外役員を含む)がこの問題の存在を知ったにもかかわらず、役員ら(社外役員を含む)はこの問題の是正を行わなかったのはなぜか。これらの役員に注意義務違反の責任はないのか。また、担当課長らが研究労務日誌の偽造指示書を作成し、部下の社員に日誌を偽造させ、この日誌に基づいて不正に研究労務費を請求することは、組織的な不正行為であるが、この事実を隠すのはなぜか。さらに担当課長らは他年度においても委託研究を担当しているし、不正請求が判明した委託研究以外の委託研究も担当していた。別の委託研究において、同様な不正行為が行われていた可能性があるが十分な調査が行われたか疑問である。役員らの指示命令によりこれらの事実を隠し続けたのか。この不正請求、不正受給問題に関して、役員らの処分内容等が開示されていないので開示する必要がある。

以 上

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

●インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)をご利用いただくことによるのみ可能です。
インターネットにより議決権を行使される際は、本サイトにアクセスいただき、画面の案内に従い、まず議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードをご入力ください。その上で、同用紙右片に記載のパスワードを用いて、株主様が設定される新しいパスワードを入力されますと、投票が可能になります。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
3. 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

●パスワードのお取り扱いについて

1. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
2. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
3. 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
4. パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き願います。

●議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム条件を満たすことが必要です。

1. パソコンを用いる場合
 - (1)ハードウェアの条件
 - ①インターネットにアクセスできる状態であること
 - ②画面の解像度が横 800 ドット×縦 600 ドット(SVGA)以上のモニターを使用できる状態であること
 - (2)ソフトウェアの条件
 - ①マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー(Microsoft[®] Internet Explorer) Ver. 5.01 Service Pack2以降のバージョンをインストール(導入)済みであること
 - ②株主総会招集ご通知、株主総会参考書類や第 171 期報告書をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー(Adobe[®] Acrobat[®] Reader) Ver. 4.0以降のバージョン又はアドビリーダー(Adobe[®] Reader[®]) Ver. 6.0以降のバージョンをインストール済みであること
- ※Microsoft[®]及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標又は商標です。Adobe[®] Acrobat[®] Reader及びAdobe[®] Reader[®]は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標又は商標です。
- (3)議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

2. 携帯電話を用いる場合

次のサービスが受信可能で、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL(<http://www.web54.net>)を直接入力いただくか、議決権行使書用紙に表示されているQRコードをご利用いただくことによりアクセス願います。

(1) iモード

(2) EZweb

(3) Yahoo!ケータイ

※ iモードは(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI(株)、Yahoo!は米国ヤフー社、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル(株)、QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標、商標又はサービス名です。

●操作方法等がご不明な場合

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120(65)2031(フリーダイヤル)

(月曜日～金曜日 午前9時～午後9時)

その他ご登録住所、株式数のご照会等につきましては、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター

電話 0120(78)6502(当社専用フリーダイヤル)

(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：国技館（東京都墨田区横網一丁目3番28号）

交通

- ・J R 総武線 「両国駅」西口から徒歩約2分
- ・都営地下鉄大江戸線 「両国駅」A3・A4出口から徒歩約8分

国技館にはご利用いただける駐車場はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。